

平成19年度事業計画（案）

平成19年度の実業計画（案）を次のとおり策定したのでその承認を求めらる。

重点事業

- 1.相談事業の促進・強化
- 2.登記事務の見直し強化（不動産・商業・法人（企業法務含む）など）
- 3.オンライン業務の充実支援
- 4.裁判事務の強化
- 5.ADR事業の本格化

1．司法書士制度の足元を強固にする

規制改革・司法制度改革は法曹界に大きな変革をもたらした。それによって、司法書士会員の半数は簡易裁判所の代理権を取得し、制限付ではあるが、法曹界への仲間入りをして、格段の地位向上をもたらした。他方、弁護士人口の増加や他土業の業務範囲の拡大に伴う競争原理などのうねりが目の前に大きく迫ってきた。

このような状況下において今、我々司法書士は何をなすべきか、もう一度足元を見つめ直し、期待される司法書士制度を構築していく必要がある。そのためには次の重点事業を押し進め、足腰を強くして制度の足元を強固にしていかなければならない。

2．重点事業

相談事業の促進・強化

相談業務は、すべての司法書士業務のはじまりであり、相談なくして業務はありえない。その点からも相談事業は最も重要な事業であり、それにより県民の司法書士に対する期待は大きく高まり、ひいては会員の仕事に直結していくものである。

従って今後も広範囲の相談業務を継続していく。他方では4ヶ月ごとに業務を見直し、相談センターのあり方、司法書士会として又専門家として相談業務を通じて一般社会への還元方法など限られた予算と人員で最大の効果をあげる方法は何かを検討する年とし、次の事業を行う。

- 1． 有料化へ向けての第一段階として、少なくとも2回は、有料相談会を実施する。
- 2． 相談員の相談業務の受け方、質の向上をめざし、研修会を行う。

3. 4ヶ月ごとの業務の見直し

登記事務の見直し強化（不動産・商業・法人（企業法務含む）など）

まず、我々司法書士の業務の基本はいうまでもなく登記業務である。今後も司法書士が登記業務を保持していくためには不動産・商業・法人などの登記制度に司法書士が関与することにより、登記を一層安全且つ信頼性が高いものとしていく必要がある。

そのためには、常日頃の登記業務の向上・研究・提言を怠ってはならない。その具体化としては登記法及びその裏付けとなる民法・会社法などの実体法の研修、更には不動産登記法改正点等の研究を行い、その研究成果による業務の見直しを押し進めていく。

オンライン業務の充実支援

司法書士業務の中にもオンラインの大きな波が押し寄せてオンラインによる登記情報・証明書（謄本）の取得及び不動産登記申請・商業登記申請・電子定款など以前と比べものにならない程の具体的な数値目標をもったスピードでオンライン化が押し進められている。オンライン化による費用軽減策は更にそれに拍車をかけており、オンライン作業は避けては通れないものとなっている。来年1月からは電子申請による登記の登録免許税は最大5000円の割引が予定されており、この点も良く認識して準備に取り組まなければならない。

登記の専門家である司法書士がオンラインによる登記申請ができないとなれば大きな失笑をかうことになりかねない。とにかく少しでも早くオンライン業務に切り替えて登記費用の低減化をはかり国民の財産保全に寄与していく必要がある。そのために作業部会（オンライン研究会）を強化し個々の司法書士がスムーズにオンライン業務に切り替えることができるよう支援していく。

裁判事務の強化

多重債務の増加は司法書士の裁判事務の業務を飛躍的に増加させた。破産申立・民事再生申立書類の作成・不当利得金過払請求などの訴訟代理人としての裁判業務や裁判外の和解などの代理権業務である。

司法書士のこの活躍は国民の権利保全に寄与するという大きな使命及び役割を果たすことができたと言える。

ただ、簡易裁判所における司法書士の関与率などをみても、外から見ればまだまだ司法書士の活動実績が物足りないのも事実であろう。

その点からも今後も多くの会員が裁判書類の作成や訴訟代理人活動に積極的に取り組み、活性化できる体制を作っていかなければならない。

そのためにも研修の充実や弁護士会・裁判所との連携などを強化し、確固たる真の法曹の仲間入りを目指す。

A D R 事業の本格化

本会においてはA D Rの組織は昨年度立上げたが、本年度はA D R法に基づいた認証申請を行い、法律に裏付けされたA D R事業認証団体としての責任を荷負うこととなる。

国民に法律が知れわたっていないということもあり、今後は広報事業を中心にA D Rの利用促進を図る必要がある。それと共にA D R法では、弁護士を除いて司法書士会は、制限付きではあるが唯一単独で調停手続を実施できる職能団体であることを充分認識し、法の期待する事業組織を作っていかなければならない。そのためにも今後も研修などによる調停スキル修得を多くの会員に呼びかける。

各事業の具体的計画

[総務関係]

会員への通信方法、会費引き落とし方法の改善検討
危機管理体制の整備
電話会議の導入
役員会（毎月）理事会（年4回）支部長会（1回）の開催
他団体との協力、支援、（法務局・裁判所・弁護士会・他士業会）
その他

[企画関係]

研修委員会
研修の企画運営
研修の実施（最低年3回）9月16日 11月25日 2月24日
内容 不動産登記・商業登記（企業法務含む）・裁判事務・相談業務・オンライン業務（法務局職員による研修含）
その他倫理研修など
各種研究会の管理・運営
研修会等の講師養成（不動産登記、商業登記（企業法務含む）、オンライン申請など）
任意研修会の開催（パソコン導入研修含）
配属研修体制の整備、
年次制研修の運営

日司連研修への派遣・推進
支部研修への協力
その他

広報委員会

対内広報誌年4回発行
ホームページの管理運営。ホームページの改良（会員専用ページ）
対外広報新聞社などマスコミや市町村広報誌への宣伝広報

- ・ 司法書士業務全般
- ・ 会事業（例 法の日、相続登記月間など）

その他

簡裁代理関係業務推進委員会

簡裁代理権業務研修の企画運営
研修会（裁判傍聴含む）実施（隔月開催）
裁判所との連携強化（例 協議会等の推進）
その他

消費者問題委員会

クレサラ相談会（毎週水曜日）
消費者問題の研究企画、クレサラ以外のエキスパートの育成
消費者問題の研修実施
全国一斉クレサラの開催協力
法教育の実施
消費者問題講師派遣
その他

調停センター

センターの立ち上げ（認証申請）
調停センターの実施・管理・運営
手続き実務者の募集、管理
手続き実務者の育成トレーニング企画、実施
その他

司法書士総合相談センター運営委員会

司法支援センターとの連携・強化

相談員の募集、管理
相談員の育成、研修（相談過誤事例）
相談員・講師の派遣
各相談場所の運営管理
その他

司法過疎対策・会員増強推進

成年後見（リーガルサポート）との連携・支援
調停センター・司法書士相談センター・日本司法支援センターに寄せられる高齢者問題や成年後見問題の受け入れ体制の整備
リーガルサポート会員育成強化の支援
その他

[会計関係]

将来的財政運営の検討
予算の適正執行・管理
日司連からの助成金の取扱い管理
その他

[その他]

- (1) 損害賠償に関する任意保険への加入促進
- (2) 司法書士国民年金基金への加入促進
- (3) 定期検診の推進
- (4) レクリエーション 弁護士会とのゴルフコンペの開催